

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

**証券市場の健全性確保等に向けた上場制度の整備等に伴う
有価証券上場規程等の一部改正について**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成18年12月11日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、証券市場の健全性の確保、透明性の確保の観点から、大幅な株式分割等への対応、不適正な開示に対する措置、開示制度の見直しなど、所要の上場制度を整備するため、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

（備考）

(1) 大幅な株式分割等への対応

① 流通市場への影響に関する注意喚起

当取引所は、上場会社が実施する株式分割等が、流通市場に混乱をもたらすおそれがあると認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとする。

・適時開示規則第1条の3

② 望ましい投資単位の水準の設定

上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、投資単位の水準が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努めるものとする。

・適時開示規則第1条の2

(2) 不適正な開示に対する措置等

① 改善状況報告書等の提出

a. 会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（以下「改善状況報告書」という。）の提出を行わなければならないものとする。

・適時開示規則第22条の2
第1項

b. 当取引所は、会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該改善報告書の提

・適時開示規則第22条の2
第2項

出から5年が経過するまでの間、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し当取引所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができるものとする。	
c. 会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。	・適時開示規則第22条の2第5項
d. 改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合又は改善状況報告書を速やかに提出しない場合などには、当取引所は改めて改善報告書の提出を求めることができるものとする。	・適時開示規則第22条の2第6項
② 虚偽記載に関する注意勧告 当取引所は、上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当該上場会社に対して注意勧告を行うことができるものとする。	・適時開示規則第24条
(3) 開示制度の見直し	
① 投資単位の引下げ方針等の開示 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、望ましい投資単位の水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならないものとする。	・適時開示規則第2条第8項
② 親会社等に関する事項についての開示 親会社等を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、当取引所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならないものとする。	・適時開示規則第2条第9項
③ 業績予想の修正に係る開示事項の追加 上場会社の業績予想の修正に係る開示について、「営業利益」の修正を追加するものとする。	・適時開示規則第2条第1項第4号等
(4) その他 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いを明確にするなど、その他所要の規則改正を行う。	・上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱い等

2. 施行日

平成18年12月11日から施行する。

以 上